



第Ⅳ期 生活排水対策推進計画

2021→2030

(令和3年度→令和12年度)

(改訂版)

令和3年3月

東郷町

目 次

第1章 基本方針	1
1 計画策定の背景	1
2 本計画の定める範囲	1
3 対象地域	2
4 計画の位置付け	2
5 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献	2
6 計画の期間	3
第2章 東郷町の現況	4
1 東郷町の現況	4
(1) 地勢	4
(2) 河川・ため池	5
(3) 気候	7
(4) 人口	8
(5) 産業	9
(6) 土地利用	10
(7) 水利用	11
2 水質の状況及び動向	12
(1) 環境基準の適合状況	12
(2) 水質の経年変化	14
(3) 窒素、磷の状況	15
(4) 汚濁負荷量の状況	16
(5) 水生生物から見た水質	17
3 生活排水処理施設等の整備状況	18
(1) 生活排水処理施設の整備手法	18
(2) 公共下水道	19
(3) 浄化槽	19
4 生活排水対策に係る啓発等の取組状況	20
(1) 生活排水対策に係る啓発	20
(2) その他の取組状況	21

第3章 計画の目標	22
1 基本理念・方針	22
(1) 基本理念	22
(2) 計画の基本方針	22
(3) 生活排水対策の推進体制及び役割分担	23
2 関係市町との連携等	23
3 計画年度	24
4 計画の目標	24
(1) 目標水質	24
(2) 生活排水処理率目標	25
第4章 生活排水処理施設の整備に関する計画	26
1 生活排水処理施設整備計画	26
(1) 公共下水道	26
(2) 合併処理浄化槽	26
第5章 生活排水対策に係る啓発等に関する計画	27
1 生活排水対策の啓発・普及	27
(1) 家庭での生活排水の適正処理の推進及び啓発	27
(2) 生活排水クリーン推進員の育成	27
(3) イベントの開催	28
(4) 境川生きものウォッチング（水生生物調査）の開催	28
(5) 小規模事業者に対する啓発	28
(6) 住民との協働	28
資料 指標説明	29

第1章 基本方針

1 計画策定の背景

『水質汚濁防止法』第14条の8の規定では、都道府県知事は、水質環境基準が確保されてない、又はそのおそれが著しい公共用水域のほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質保全を図ることが特に重要な公共用水域で汚濁が進行し、又は、そのおそれが著しいものについて、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、「生活排水対策重点地域」を指定しなければならないとされています。

東郷町（以下「本町」という。）の大部分を占める境川流域について、平成5年1月にこの「生活排水対策重点地域」の指定の対象となり、以降、流域市町と連携し当該流域の水質改善に努めてきました。

近年では、下水道整備の進行や合併処理浄化槽の普及の増大により、生活排水による河川への影響は少なくなってきたといえますが、依然、合併処理浄化槽などへの切り替えが未整備の世帯も多く存在しており、生活排水対策の推進の重要性は薄れているものではありません。

「第Ⅳ期生活排水対策推進計画」（以下「本計画」という。）は、令和3年度からの生活排水対策の取組を定め、推進することにより、本町内の河川等及び境川流域の水質保全に努めるため策定するものです。

2 本計画の定める範囲

『水質汚濁防止法』第14条の9の規定に、「生活排水対策推進計画」で定めなければならない内容及び定めるよう努める内容が規定されています。本計画は、この規定を基本としつつ、適宜必要な内容を記載していくものとします。

(1) 定めなければならない内容

- ア 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
- イ 生活排水処理施設の整備に関する事項

(2) 定めるよう努める内容

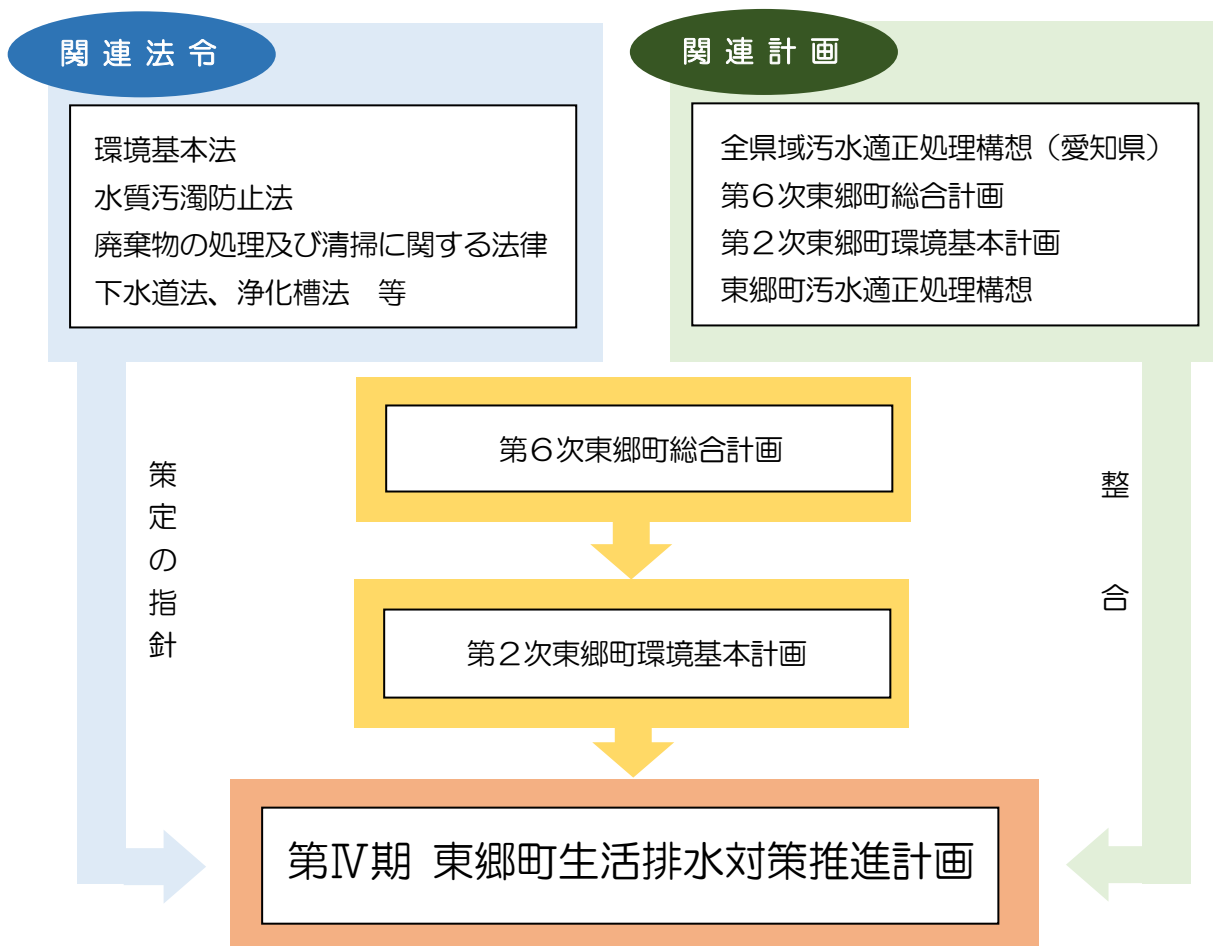
- 生活排水対策に係る啓発に関する事項

3 対象地域

対象地域は、『水質汚濁防止法』第14条の8第1項の規定に基づき、生活排水対策重点地域に指定された境川流域を含む本町全域とします。

4 計画の位置付け

本計画は、公共用水域の水質汚濁の環境基準を定める「環境基本法」や、生活排水対策の推進について定めた「水質汚濁防止法」などの関係法令を計画策定の指針とし、「第6次東郷町総合計画」を始めとする上位計画や関連計画との整合性を図るものとします。



5 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念として持続可能な世界を実現するために2030年までに達成すべき

17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）です。

本計画に定める施策はゴール6「安全な水とトイレをみんなに」と関連性が高く、特にターゲット6.1「2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」、6.3「2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する」及び6.b「水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する」と密接な関係を持つことから、本計画の取組の着実な推進がSDGsの目標達成に寄与することとなります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、状況等の変化により計画の見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

第2章 東郷町の現況

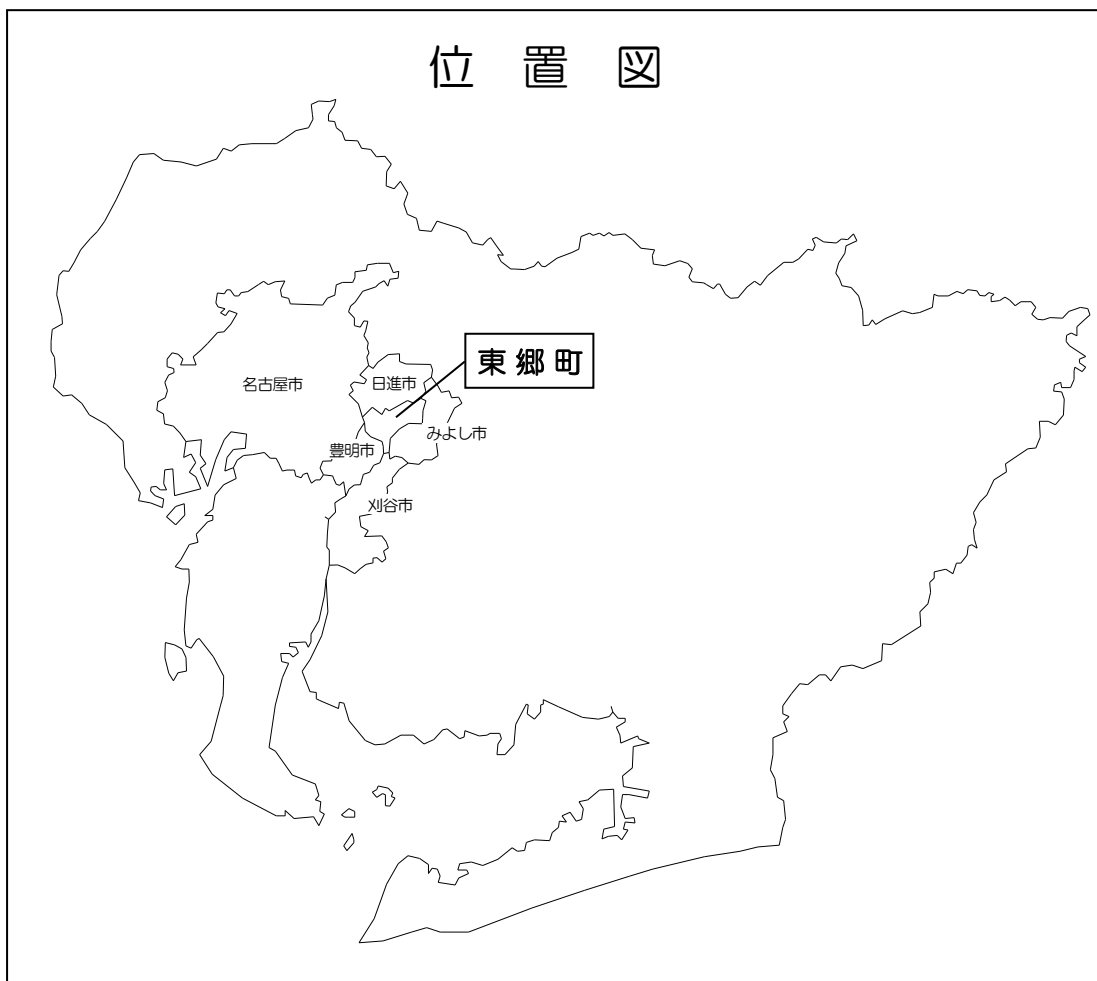
1 東郷町の現況

(1) 地勢

本町は、愛知県のほぼ中央、東はみよし市、西は名古屋市と豊明市、北は日進市、南は刈谷市に接しています。周辺の大中都市のベッドタウンとしての性格が強く、宅地開発を中心に人口4万人を超える町に発展してきました。丘陵地を中心に市街地の発展・整備が行われてきたことにより、樹林地や農地といった緑が減少しつつありますが、愛知池百年森公園等の緑化事業を進め、快適でうるおいのある町となっています。

標高は、最低標点は17.2m、最高標点は112.8mです。

町域は、東西4.68km、南北6.96km、面積18.03km²です。



(2) 河川・ため池

本町には、みよし市長田池を起点にみよし市との境を流れ最終的に衣浦港へ注いでいる2級河川の境川と、境川支流である、丘陵地の合間を流れ境川に合流する2級河川の前川や、普通河川の春木川などの河川が流れています。

また、丘陵地では古くから稲作の水源として造られたため池が点在しています。

河川の状況及びため池の状況を、表2-1-1及び表2-1-2に、河川及びため池の位置を図2-1-1に示します。

表2-1-1 河川の状況

水系名	種別	記号	河川名	流域面積 (ha)	河川延長(町内分) (m)
境川	2級	A	境川	137	6,000
		B	前川	153.8	2,144
	準用	C	篠木川	55.8	700
		D	小口川	96.8	1,500
		E	千子川	127.1	1,200
		F	傍示本川	111.2	1,100
		G	小川	45.7	1,200
	普通	H	西の川	121.6	1,600
		I	羽根穴川	71.6	1,350
		J	春木川	176.3	1,750
		K	濁池川	30.1	700

(「平成14年度総合排水基礎調査委託業務報告書」より)

表2-1-2 ため池の状況

No.	名称	No.	名称	No.	名称
①	米ヶ廻間池	⑨	押草下池	⑰	千子池
②	新切下池	⑩	広坪池	⑱	ハス池
③	新切中池	⑪	愛知池	⑲	今池
④	新切池	⑫	大坂池	⑳	茶苦煎池
⑤	泉下池	⑬	濁池	㉑	真菰池
⑥	篠木池	⑭	蚊谷下池	㉒	長池
⑦	南木戸西上池	⑮	蟹池	㉓	又池
⑧	南木戸西下池	⑯	榊池		

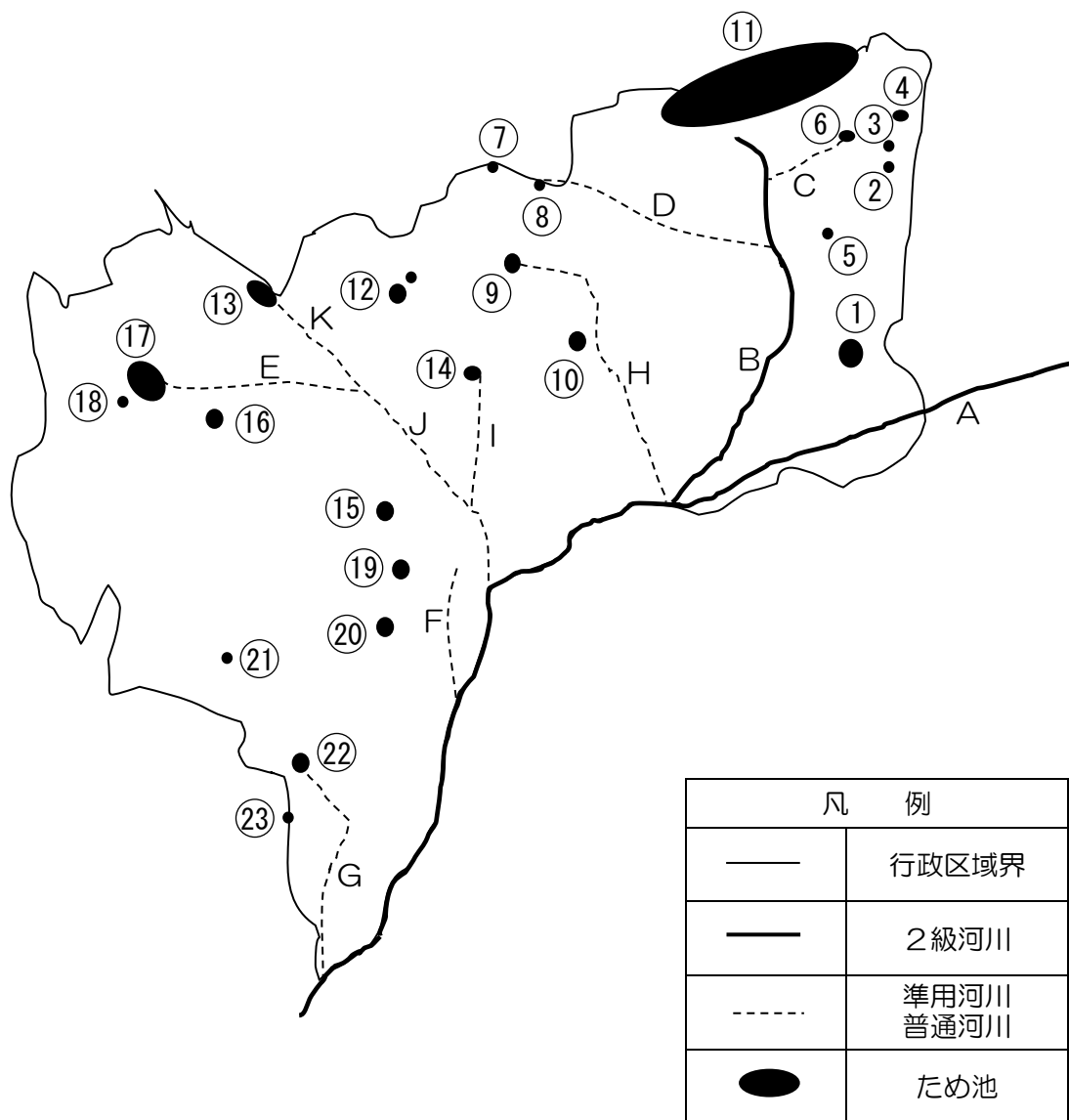


図2-1-1 河川及びため池位置図

備考 図中の記号及び数字は、表2-1-1及び表2-1-2に対応している。

(3) 気候

本町の気候は太平洋性の東海型気候区に属し、全般に温暖で夏季多雨・冬季乾燥傾向があります。

過去10年間の平均気温は15.1℃～16.8℃、年間降水量は1,108.5mm～1,717.5mmとなっています。(表2-1-3、図2-1-2)

表2-1-3 気象の概要

年	区分	年平均気温 ℃	年間降水量 mm
平成22年		16.3	1,717.5
平成23年		15.7	1,545.0
平成24年		15.4	1,415.0
平成25年		15.3	1,108.5
平成26年		15.1	1,322.5
平成27年		15.7	1,381.5
平成28年		16.1	1,239.0
平成29年		15.1	1,363.0
平成30年		16.1	1,530.0
令和元年		16.8	1,553.0

(尾三消防本部資料より作成)

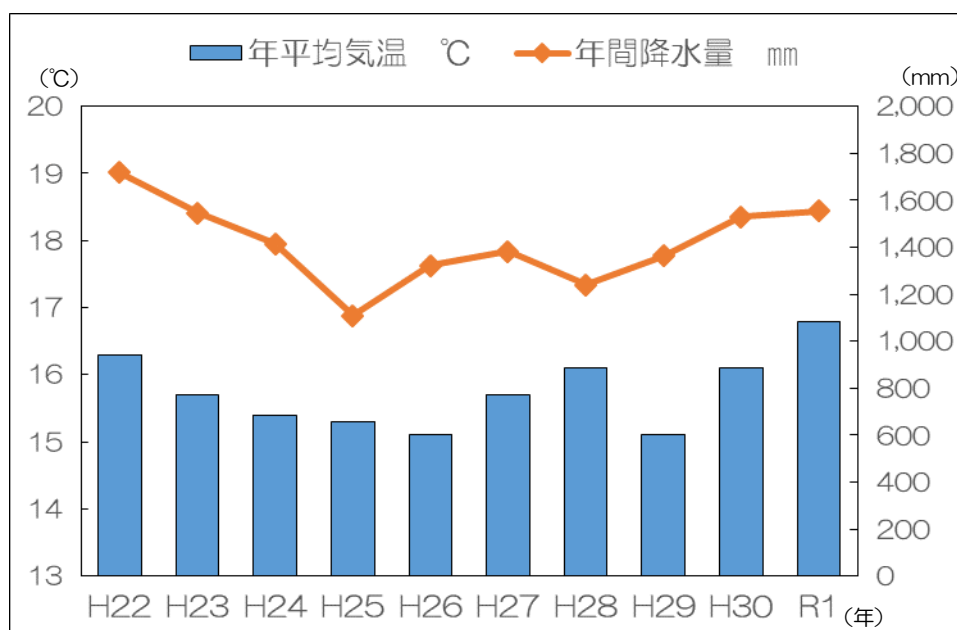


図2-1-2 気象の概要

(尾三消防本部資料より作成)

(4) 人口

本町の人口は平成25年に42,000人を超え、世帯数も平成26年に16,000世帯を超え、増加を続けています。

人口・世帯数の推移及び今後の見込みは図2-1-3に示すとおりです。

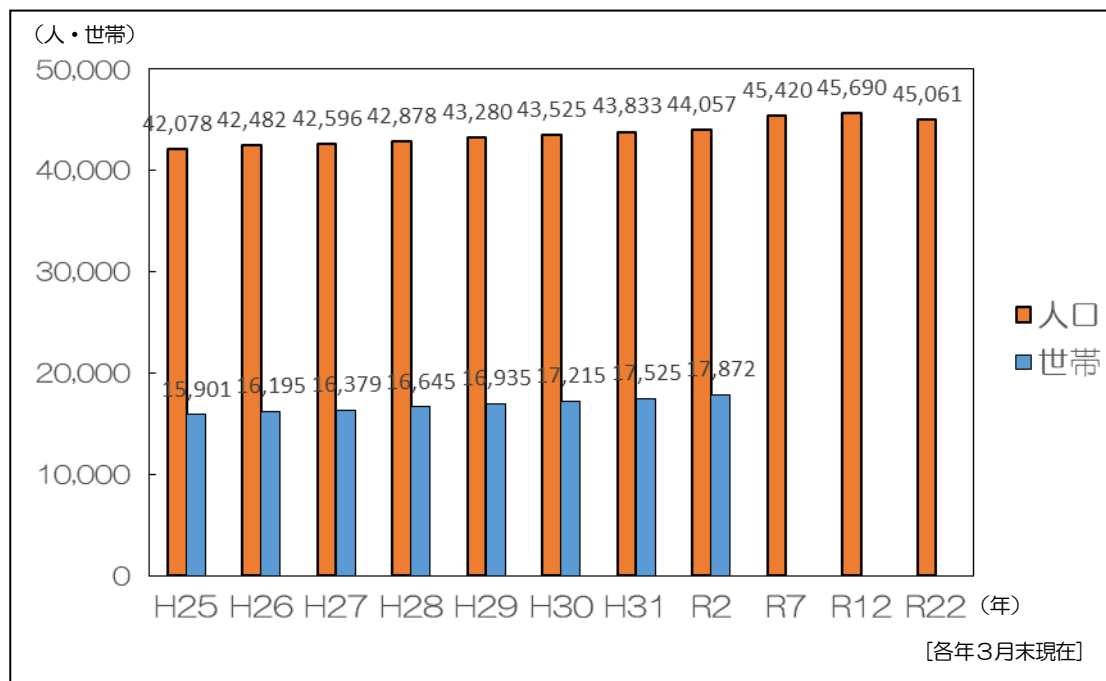


図2-1-3 人口・世帯数の推移と人口の今後の見込み

(「東郷の統計」、「東郷町の人口と世帯」、「第2期東郷町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」より作成)

(5) 産業

本町の産業別事業所数、従事者数を見ると、第一次産業は従業者に増加がみられるものの、第二次産業及び第三次産業における増減については各業種ごとで異なっています。

表2-1-4 産業別事業所数・従業者数

区分	年月日		平成24年2月1日		平成26年7月1日		平成28年6月1日	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
産 業	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	1,231	12,365	1,285	14,019	1,239	12,704		
第一次産業	2	42	3	35	3	88		
第二次産業	393	5,267	377	5,167	377	5,312		
建設業	156	836	145	797	158	875		
製造業	237	4,440	232	4,370	219	4,437		
第三次産業	836	7,047	905	8,817	859	7,304		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	1	102	—	—		
情報通信業	7	21	7	24	7	16		
運輸業、郵便業	14	360	13	310	14	259		
卸売業、小売業	257	2,082	269	2,094	256	2,005		
金融業、保険業	11	98	11	110	10	97		
不動産業、物品賃貸業	36	123	39	122	36	113		
学術研究、専門・技術サービス業	46	154	53	231	51	178		
宿泊業、飲食サービス業	106	755	105	738	101	833		
生活関連サービス業、娯楽業	102	640	100	636	98	662		
教育、学習支援業	62	272	73	745	77	235		
医療、福祉	89	1,360	125	1,950	111	1,753		
複合サービス業	6	56	7	57	7	59		
サービス業（他に分類されないもの）	100	1,126	92	1,111	91	1,094		
公務（他に分類されないものを除く）	—	—	10	587	—	—		

（経済センサス基礎調査[H26]、経済センサス活動調査[H24・H28]より作成）

注：経済センサス基礎調査[H26]では、民営事業所だけではなく、国及び地方公共団体の事業所・従業員を含めた数字となっています。

(6) 土地利用

本町の総面積は1,803haであり、この土地利用は土地区画整理事業等が進み、年々宅地面積が増加しています。その他の土地利用としては、道路、公園等があげられます。(表2-1-6、図2-1-4)

表2-1-5 土地利用状況

[各年1月1日現在、単位：ha]

区分 年	総数	田	畑	宅地	雑種地	その他
平成23	1,803	302	104	422	353	622
平成24	1,803	301	104	424	351	623
平成25	1,803	300	104	426	351	622
平成26	1,803	298	105	428	348	624
平成27	1,803	296	105	430	351	621
平成28	1,803	290	106	433	352	622
平成29	1,803	287	106	438	350	622
平成30	1,803	283	108	441	347	624
平成31	1,803	279	108	448	344	624
令和2	1,803	274	108	452	344	625

(「東郷の統計」より作成)

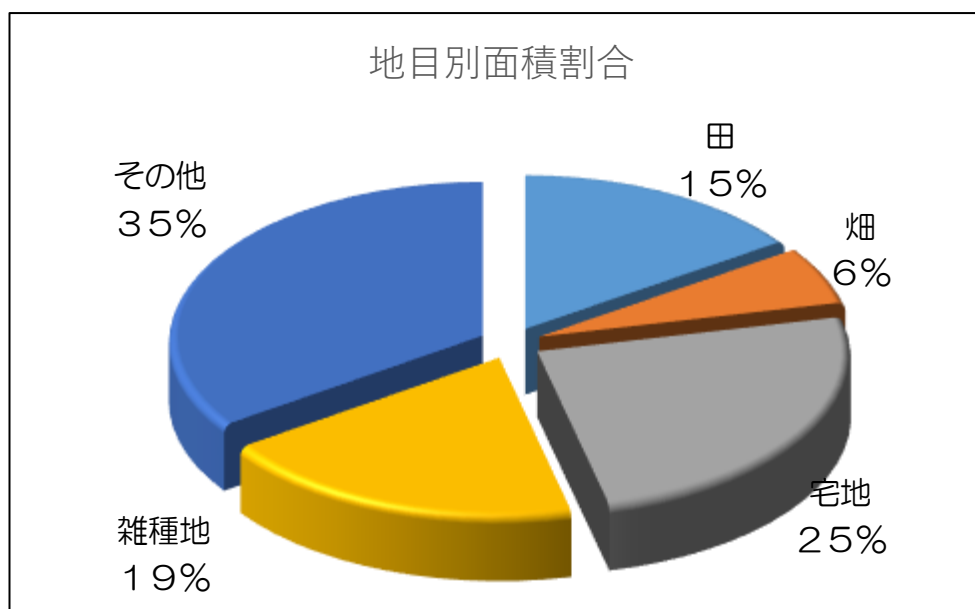


図2-1-4 土地利用状況 (令和2年)

(7) 水利用

本町の水利用状況は、主に上水道、工業用水、農業用水があります。

本町上水道の給水状況は表2-1-7に示すとおりです。令和元年度の給水人口は43,996人、使用水量は4,189,231m³であり、給水は本町を含めた周辺4市1町で構成している愛知中部水道企業団が広域水道事業で行っています。

表2-1-6 給水人口と年間水量（年度別）

[単位:戸、人、m³]

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
給水戸数	16,349	16,623	16,913	17,193	17,530	17,850
給水人口	42,489	42,817	43,219	43,464	43,772	43,996
使用水量	4,031,081	4,033,725	4,097,641	4,116,587	4,139,374	4,189,231

（「水道事業業務要覧」愛知中部水道企業団より作成）

2 水質の状況及び動向

(1) 環境基準の適合状況

水質の環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）には、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目、表2-2-1に示す。）が定められており、境川のうち本町を流れる部分はB類型（網掛部分）に指定されています。

健康項目が全ての公共用水域に適用されるのに対し、生活環境項目は、河川、湖沼、海域毎に利用目的別の水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）等の基準値（水域類型）が設定されています。

表2-2-1 生活環境の保全に関する環境基準 一河川一

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 以下省略

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

境川の環境基準項目に係る適合状況を表2-2-2に示します。

表2-2-2 境川生活環境項目適合状況（年度別）

地点名	類型	項目	平成29年度	適合状況	平成30年度	適合状況	令和元年度	適合状況
福田橋	B	pH	7.4~7.7	○	7.6~7.7	○	7.6~7.7	○
		BOD	1.7~2.3	○	1.2~2.4	○	0.9~3.2	2/3
		SS	2~3	○	2~3	○	4~7	○
		DO	8.9~11	○	8.2~12	○	9.8~11	○
		大腸菌群数	920~ 22,000	2/3	1,700~ 9,400	2/3	2,600~ 13,000	1/3
四ツ塚	B	pH	8.3~9.1	1/3	7.2~8.1	○	7.6~8.3	○
		BOD	1.6~9.4	2/3	6.7~11	0/3	1.1~5.6	2/3
		SS	2~12	○	3~25	○	4~9	○
		DO	9.4~13	○	8.2~12	○	8.6~11	○
		大腸菌群数	1,700~ 92,000	2/3	7,900~ 22,000	0/3	4,700~ 35,000	1/3
新境橋 (環境基準点)	B	pH	7.1~7.4	○	7.1~8.2	○	7.2~7.6	○
		BOD	1.0~4.7	8/12	1.1~6.4	6/12	1.0~4.6	11/12
		SS	1~31	11/12	2~13	○	2~13	○
		DO	8.0~12	○	7.7~13	○	8.1~12	○
		大腸菌群数	2,200~ 35,000	3/12	1,700~ 490,000	2/12	7,900~ 490,000	0/12
境大橋 (環境基準点)	注3 参照	pH	7.2~7.4	○	7.0~7.6	○	7.1~7.4	○
		BOD	1.0~4.6	○	1.0~3.4	○	0.9~2.9	○
		SS	1~18	○	1~17	○	1~11	○
		DO	6.5~13	○	6.9~10	○	6.3~10	○
		大腸菌群数	—	—	—	—	680~ 920,000	2/12

注1 単位はmg/L、ただし pHは無単位、大腸菌群数はMPN/100mlである。

2 新境橋及び境大橋は環境基準点（本町より下流地点）であり、愛知県のデータを使用した。なお、県調査は年12回、町調査は年3回である。

3 境大橋における類型は、平成31年3月29日愛知県告示に伴い、C類型からB類型に見直された。

4 分数表示は（適合回数/調査回数）である。「○」はすべての調査で適合していることを示す。

（環境県資料及び「公共用水域及び地下水の水質調査結果」愛知県環境局資料より作成）

(2) 水質の経年変化

河川の代表的な有機性汚濁の指標であるBOD値から、河川等の状況を表2-2-3に示します。

本町を流れる河川は、生活環境の保全に関する環境基準BOD値3mg/Lに対して、約半数の地点で高い値を示しています。とりわけ、四ツ塚のBOD値が特に高い状況にあります。

表2-2-3 水質（BOD）の変化（年度別）

[単位：mg/L]

	河川名	調査地点	H19	H28	H29	H30	R1
町内を流れる河川等	千子川	伊勢木	26.3	5.5	3.6	3.8	4.6
	春木川	東郷町役場下	8.7	3.3	3.3	2.9	2.1
	羽根穴川	東郷町役場東	5.5	4.5	3.9	3.7	2.8
	前川	観音橋	2.9	1.9	2.2	1.9	1.8
	境川	福田橋	4.2	1.9	2.0	1.6	1.9
	境川	四ツ塚	11.7	3.6	4.3	8.5	2.7
	長池雨水幹線	南天神	14.7	3.6	4.2	5.9	4.2
	三ツ池雨水幹線	三ツ池	16.2	6.2	4.1	5.3	4.6
	西の川	観音	6.9	2.1	2.5	1.9	1.7
下流	境川	新境橋	3.7	2.2	3.5	3.9	2.7
	境川	境大橋	2.9	2.3	2.6	2.5	1.7

注1 境川の新境橋・境大橋（本町より下流地点）は愛知県のデータを用いた。その他については、町のデータを用いた。

2 愛知県のデータは年12回BOD75%値、町のデータは年3回BOD平均値である。
（環境県資料、「公共用水域及び地下水の水質調査結果」愛知県環境局資料より作成）

(3) 窒素、燐の状況

生活排水の中には窒素、燐が含まれており、これらが富栄養化の原因の一つとして挙げられます。国において平成5年8月に海域の全窒素及び全燐の環境基準及び排水基準が設定され、それを受けて、愛知県では平成7年10月に三河湾の全窒素及び全燐の環境基準の類型指定を行っています。（なお、三河湾（口）、三河湾（ハ）については平成17年3月25日に告示改訂）（表2-2-4）

境川の流れ出る衣浦港は、三河湾（イ）の水域に含まれます。

表2-2-5に町内河川の全窒素、全燐の経年変化を示します。雨水幹線は全窒素、全燐ともに比較的高いものとなっています。

表2-2-4 三河湾の環境基準及び測定結果 [単位：mg/L]

水域名	全 窒 素		全 燐	
	基準値	測定値	基準値	測定値
三河湾（イ）	1 mg/L以下	0.57	0.09mg/L以下	0.064
三河湾（口）	0.6mg/L以下	0.50	0.05mg/L以下	0.050
三河湾（ハ）	0.3mg/L以下	0.37	0.03mg/L以下	0.029

注 測定値は、令和元年度の水域内の各基準点における表層の年間平均値の全地点平均である。

（「公共用水域及び地下水の水質調査結果」愛知県環境局資料より作成）

表2-2-5 窒素・燐の変化（年度別） [単位：mg/L]

河川名	調査地点	全 窒 素				全 燐			
		H28	H29	H30	R 1	H28	H29	H30	R 1
千子川	伊勢木	62	69	53	60	0.65	0.83	0.55	0.56
春木川	東郷町役場下	26	32	24	20	0.18	0.27	0.19	0.14
羽根穴川	東郷町役場東	46	93	65	36	0.39	0.52	0.41	0.28
前川	観音橋	1.8	2.2	2.0	1.7	0.16	0.20	0.19	0.15
境川	福田橋	1.9	1.9	1.6	1.7	0.16	0.18	0.16	0.30
境川	四ツ塚	2.5	2.9	3.7	1.8	0.21	0.24	0.32	0.19
長池雨水幹線	南天神	8.9	6.9	5.9	7.1	0.41	0.70	0.64	0.81
三ツ池雨水幹線	三ツ池	3.1	3.3	4.5	2.0	0.20	0.28	0.56	0.16
西の川	観音	1.4	2.5	2.0	2.5	0.08	0.14	0.11	0.15
境川	新境橋	2.4	2.8	2.5	2.5	0.17	0.18	0.21	0.17
境川	境大橋	2.6	2.8	2.5	2.4	0.20	0.21	0.22	0.18

注 町のデータは年3回の調査平均値、新境橋・境大橋（本町より下流地点）は愛知県データ平均値を用いた。

（環境課資料、「公共用水域及び地下水の水質調査結果」愛知県環境局資料より作成）

(4) 汚濁負荷量の状況

汚濁負荷量の発生源は、大きく生活系、産業系、その他系に分かれます。

汚濁負荷量は主としてCOD^{*}、窒素、燐の1日当たりの排出量で表されます。本町の平成30年度におけるCODの発生源別汚濁負荷量を表2-2-6に示します。

本町では生活系が74.3%、次いで産業系が17.4%となり、生活系の占める割合がかなり大きいものとなっています。

※CODとは：化学的酸素要求量。CODはBODに類似した指標であり、BODの代替として用いられることが多い。

表2-2-6 発生源別COD汚濁負荷量（平成30年度）

発生源		東郷町全域		うち境川流域	
		負荷量 (kg/日)	割合 (%)	負荷量 (kg/日)	割合 (%)
生活系		195.0	74.3	178.1	73.8
	下水処理場	0.0	0.0	0.0	0.0
	し尿処理施設	0.0	0.0	0.0	0.0
	合併処理浄化槽	17.4	6.6	15.2	6.3
	単独処理浄化槽	29.7	11.3	27.2	11.3
	生活雑排水	147.9	56.4	135.7	56.2
産業系		45.6	17.4	42.3	17.5
その他系		21.8	8.3	21.0	8.7
畜産	指定地域内事業場	0.0	0.0	0.0	0.0
	牛	0.4	0.2	0.4	0.2
	豚	2.3	0.9	2.3	1.0
土地	山林	0.4	0.2	0.4	0.2
	水田	4.5	1.7	4.4	1.8
	畑	1.1	0.4	1.0	0.4
	その他	13.1	5.0	12.5	5.2
その他		0.0	0.0	0.0	0.0
合計		262.4	100.0	241.4	100.0

注 端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

(愛知県環境局資料より作成)

(5) 水生生物から見た水質

川の生物は、経年的な環境の条件により生息の有無が変化するため、川にどのような生物が生息しているか調査することにより、その川の水質を中心とした状況を把握することができます。

本町では、夏休み期間中に、広報等により募集した小学生を中心とした住民による水生生物調査を境川で行っており、その調査結果を表2-2-7に示します。

水質階級Ⅰ、Ⅱの生物も確認できますが、依然として、きたない水に生息する生物が多く見られ、水質階級Ⅲの状況は変わっていません。

表2-2-7 令和元年度水生生物調査結果

水質	指標生物	数	判定	水質	指標生物	数	判定
きれいな水 水質階級Ⅰ	1 アカ			少きたない水 水質階級Ⅱ	1 ｲﾝｶﾞｲ		
	2 ｽﾞﾏ	1	○		2 ｽﾞﾏﾋﾞﾗ		
	3 ｶｸﾞﾗ				3 ｶｸﾞﾗ		
	4 ｶｶﾞﾆ	1	○		4 ｸﾞﾝｼﾞﾎﾞﾙ	1	○
	5 ｶﾞｲﾋﾞﾗ				5 ｺﾈﾔﾏ		
	6 ﾋﾗｶﾞ ﾏ				6 ｶｸﾞ ﾏﾋﾞﾗ		
	7 ｸﾞ				7 ｽﾞ ﾋ	87	●
	8 ﾍﾞﾄﾎ	1	○		8 ﾋﾗ ﾏ ﾏ		
	9 ﾔﾋﾞﾗ				9 ﾔ ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ		
きたない水 水質階級Ⅲ	1 ｲﾝ ﾏ ﾏ			大きたない水 水質階級Ⅳ	1 ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ	1	○
	2 ﾏ ﾏ ﾏ				2 ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ		
	3 ﾏ ﾏ				3 ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ		
	4 ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ	2	○		4 ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ		
	5 ﾏ ﾏ	3	●		5 ﾏ ﾏ ﾏ		
	6 ﾏ ﾏ ﾏ ﾏ	1	○				
	7 ﾏ ﾏ ﾏ						
水質階級の判定	水質階級			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
	1 ○印と●印の個数			3	2	3	1
	2 ●印の個数			0	1	1	0
	合計(1+2)			3	3	4	1
その地点の水質階級				Ⅲ(きたない水)			

注1 「判定」欄の「●」又は「○」は、見つかった指標生物のうち数が多い上位2生物を●とし、その他を○とする。

2 令和元年8月3日(土) 37名参加

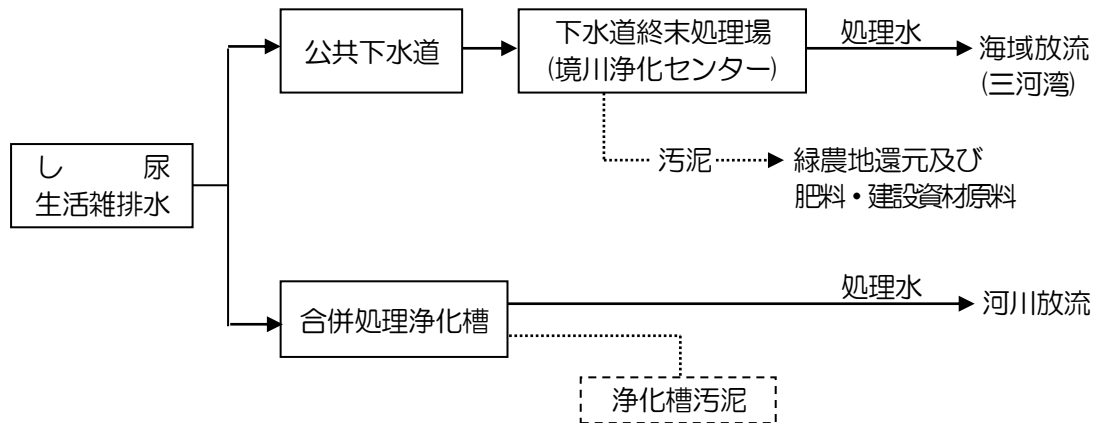
3 生活排水処理施設等の整備状況

(1) 生活排水処理施設の整備手法

生活排水の処理は、集合処理と個別処理に分けられます。集合処理施設として公共下水道、個別処理施設として合併処理浄化槽が挙げられます。

また、し尿のみを処理対象とし、生活雑排水は公共用水域に放流している単独処理浄化槽と汲み取り便槽が河川の汚濁の主な原因になっています。

【公共下水道及び合併処理浄化槽】



【単独処理浄化槽及び汲み取り便槽】

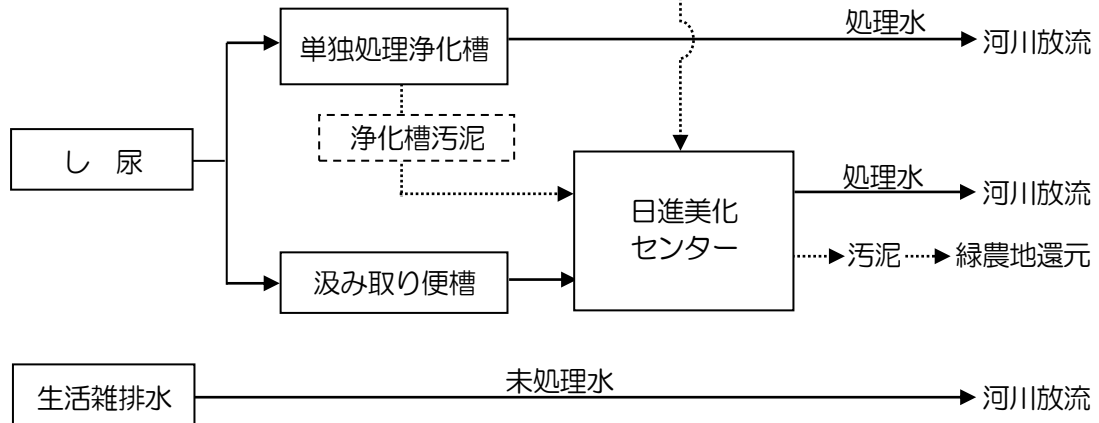


図2-3-1 生活排水処理フロー

(2) 公共下水道

現在、流域関連公共下水道事業基本計画に基づき整備が進められており、その整備状況は、表2-3-1に示すとおりです。

表2-3-1 公共下水道整備状況

[各年3月末現在]

項目 年	人口 A (人)	供用人口 B (人)	使用人口 (人)	普及率 B/A (%)
平成10年	34,635	5,778	1,529	16.68
平成22年	41,587	28,637	24,132	68.86
令和2年	44,057	35,306	33,488	80.14

注 人口は、外国人を含めた人口である。

(下水道課資料より作成)

(3) 浄化槽

単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま放流するだけでなく、し尿による汚濁負荷も大きいため、浄化槽法改正により、平成13年4月から新たに単独処理浄化槽を設置することができなくなりました。

しかし、それ以前に設置された単独処理浄化槽は町内に多く存在し、本町では、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる合併処理浄化槽への転換を啓発しています。公共下水道計画区域に居住する者を除いて転換する者へ補助金を交付し設置を促進しています。

浄化槽法は令和元年6月にも改正され、令和2年4月から市町村において浄化槽処理促進区域の指定が可能になりました。このことに伴い、今後その指定の必要性についても検討していく必要があります。

4 生活排水対策に係る啓発等の取組状況

(1) 生活排水対策に係る啓発

本町では、住民の意識向上のため数々の施策を行ってきました。これまでの主な取組は次のとおりです。

ア 水生生物調査の実施

境川の汚濁状況と生物の分布の違いを実感してもらうため、毎年8月に水生生物調査を実施しています。この調査は平成元年から行われており、参加者は広報紙、ウェブページにより募集し、毎年30名ほどが参加しました。

イ 生活排水クリーン推進員の設置

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と住民の生活環境の保全を図るため、地域において実践活動の指導を行う生活排水クリーン推進員を平成3年から設置しています。こどもエコばんぱくin東郷での水質浄化啓発コーナー等で積極的に活動しました。

ウ こどもエコばんぱくin東郷の開催

平成15年から毎年開催している「こどもエコばんぱくin東郷」に水質浄化啓発コーナーを出展し、簡易水質測定キットを利用した境川の水質汚濁状況を測定し、水質浄化啓発に努めました。

エ 広報紙等による啓発

広報紙、ウェブページにより、家庭でできる生活排水対策を紹介し、河川等の水質浄化をPRしました。

オ 公共下水道接続への啓発

9月10日の「下水道の日」にあわせ、町内小中学生を対象にポスター・習字の作品を募集し、生活排水浄化をPRしました。

(2) その他の取組状況

その他の取組状況を表2-5-1に示します。

表2-5-1 その他の取組状況

項目	内容
合併処理浄化槽の設置PR	広報紙・ウェブページで合併処理浄化槽への転換による水質汚濁の軽減や、合併処理浄化槽への転換補助金をPR
浄化槽の適正な維持管理	広報紙・ウェブページで浄化槽の適正な維持管理の重要性をPR
こどもエコばんぱく in 東郷	数々のイベントの中で生活排水浄化をPR 水質保全用品の配布 パネル展示・パンフレットの配布
小規模事業者（飲食店等）に対する啓発活動	苦情の都度、指導を行い啓発



「こどもエコばんぱく in 東郷」での水質浄化啓発コーナー

第3章 計画の目標

1 基本理念・方針

(1) 基本理念

本町は、境川のきれいな流れを取り戻すため、生活排水処理施設の整備を推進してきましたが、環境基準の達成されていない年度があります。

環境基準を達成するためには、汚濁負荷量の大半を占める生活排水を適切に処理する必要があり、それには、公共下水道や合併処理浄化槽の整備普及を推進するとともに、住民に対しては、生活排水対策の必要性について啓発を行い、生活と身近な河川の結びつきを考え、住民と行政が一体となってよりよい環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 計画の基本方針

境川流域の汚濁負荷量の発生源は、生活雑排水が約6割を占めていることから、本計画では、生活排水による河川や海の汚濁を防止するため、生活排水処理施設の整備を推進していくことを基本方針とします。

ア 生活排水処理施設整備の基本方針

町内には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がまだ多くあるため、合併処理浄化槽への転換を図ります。

また、公共下水道については、全県域污水適正処理構想と整合を図りつつ、流域関連公共下水道事業基本計画に基づき未整備地区の整備を進めます。

イ 生活排水対策の推進に係る啓発活動に関する基本方針

恵み豊かな環境を次世代につなげていくことは、私たち全ての願いであり責務でもあります。

住民の排出する生活排水量の減少及び汚濁負荷量の削減を図るためにも住民の協力は不可欠です。生活排水に対する住民意識の向上を図るため、今まで以上に啓発活動を強化していきます。

また、事業者からの排水も水質汚濁の要因の一つであることから、事業者への啓発、指導を行っていきます。

(3) 生活排水対策の推進体制及び役割分担

本計画では、次の図3-1-1のように、住民、事業者及び国・愛知県がそれぞれの役割を担い、生活排水対策を推進していくものとします。

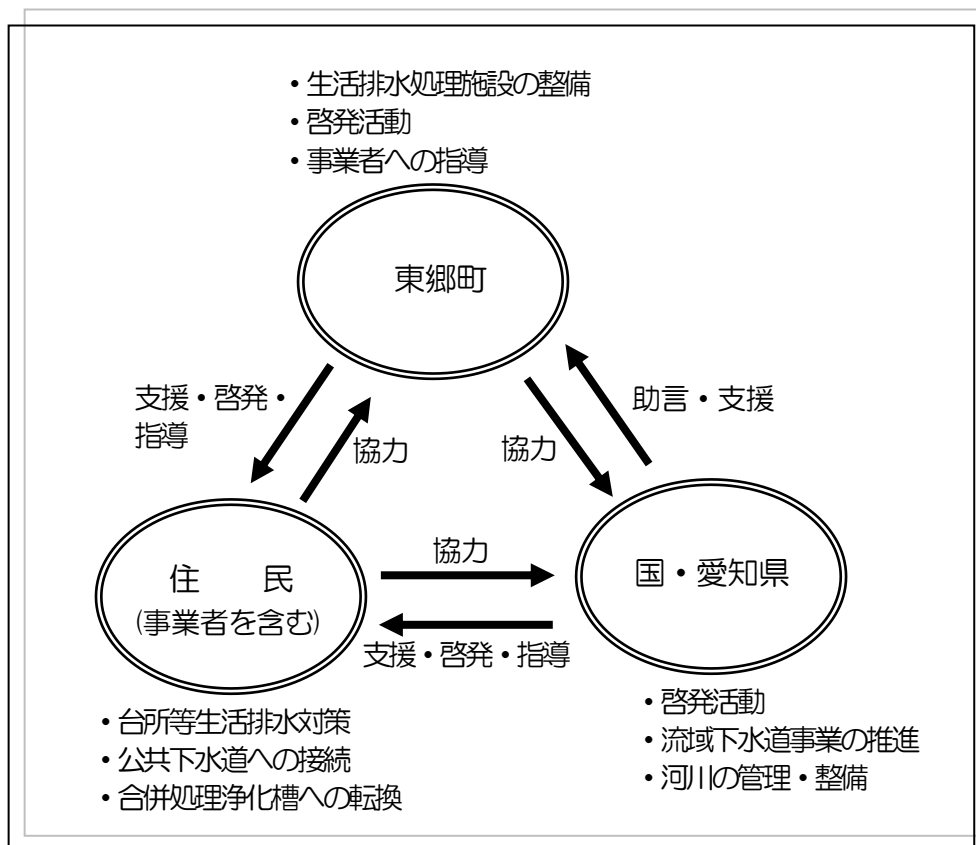


図3-1-1 生活排水対策推進計画役割分担

2 関係市町との連携等

生活排水対策推進計画を効果的に推進していくためには、境川流域全体での水質保全、治水、利水、親水に関する取組が必要です。本計画においては、「境川4市1町公害担当国会議」を活用し、国、愛知県の関連計画との整合を図るとともに、関係市町との連携を図っていきます。

3 計画年度

計画目標年度は、令和12年度とします。なお、令和7年度を中間目標年度とし、関連計画の進捗状況をみながら、必要に応じて計画の見直し等を行うものとしてします。

表3-3-1 計画目標年度

項目	年度
中間目標年度	令和7年度
計画目標年度	令和12年度

4 計画の目標

(1) 目標水質

町内測定地点（福田橋・四ツ塚）が環境基準（B類型）を満足できる水質を目標とします。

表3-4-1 計画目標水質

項目	目標値	令和元年度値	
		福田橋	四ツ塚
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	7.6~7.7	7.6~8.3
生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L	3以下	0.9~3.2	1.1~5.6
浮遊物質 (SS) mg/L	25以下	4~7	4~9
溶存酸素量 (DO) mg/L	5以上	9.8~11	8.6~11
大腸菌群数 MPN/100ml	5,000以下	2,600~ 13,000	4,700~ 35,000

注 令和元年度値は、13ページ 表2-2-2に示している。

(2) 生活排水処理率目標

生活排水処理率を、中間目標年度までに96.4%以上、計画目標年度までに100%を目標とします。

生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の状況と目標年度の各処理施設の人口推移を以下の表に示します。

表3-4-2 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率（町全域）

[単位：人]

区 分	年 度	令和元年度 実 績	令和7年度 目 標	令和12年度 目 標
行政区域内人口	①	44,057	45,420	45,690
生活排水処理人口	②	37,155	43,785	45,690
公共下水道		33,507	39,118	40,004
合併処理浄化槽		3,648	4,667	5,686
生活排水未処理人口		6,902	1,635	0
単独処理浄化槽		6,774	1,597	0
汲み取り		128	38	0
生活排水処理率	②/①	84.3%	96.4%	100.0%

注 人口は、外国人を含めた人口である。

表3-4-3 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率（町境川流域）

[単位：人]

区 分	年 度	令和元年度 実 績	令和7年度 目 標	令和12年度 目 標
行政区域内人口	①	41,538	42,901	43,171
生活排水処理人口	②	35,031	41,357	43,171
公共下水道		31,591	36,949	37,798
合併処理浄化槽		3,440	4,408	5,373
生活排水未処理人口		6,507	1,544	0
単独処理浄化槽		6,386	1,508	0
汲み取り		121	36	0
生活排水処理率	②/①	84.3%	96.4%	100.0%

注 人口は、外国人を含めた人口である。

第4章 生活排水処理施設の整備に関する計画

1 生活排水処理施設整備計画

(1) 公共下水道

上位計画である全県域汚水適正処理構想に基づき、境川流域関連公共下水道の管路施設の整備を進めるとともに、公共下水道の整備が完了している地域においては、公共下水道への接続を促していきます。

表4-1-1 公共下水道の処理人口

[各年度末現在]

	令和元年度実績	令和7年度目標	令和12年度目標
処理人口 (人)	33,507	39,118	40,004
境川流域	31,591	36,949	37,798

(2) 合併処理浄化槽

公共下水道整備区域以外の地域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者へ補助金を交付し、設置を促進します。

前述の浄化槽処理促進区域の指定についても、今後その指定の必要性について検討していく必要があります。

表4-1-2 合併処理浄化槽の処理人口

[各年度末現在]

	令和元年度実績	令和7年度目標	令和12年度目標
処理人口 (人)	3,648	4,667	5,686
境川流域	3,440	4,408	5,373

表4-1-3 合併処理浄化槽転換補助計画

	令和3年度～令和12年度
補助基数	各年度5基（合計50基）

※補助基数については、転換の進捗状況に応じて毎年度見直しを検討します。
また、撤去費等も補助の項目に含めるなどの補助の拡充も検討します。

第5章 生活排水対策に係る啓発等に関する計画

1 生活排水対策の啓発・普及

(1) 家庭での生活排水の適正処理の推進及び啓発

ア 家庭内対策の促進

生活排水対策を考える上では、家庭内での対策が非常に重要です。下記の内容を各家庭で実施できるよう促進します。

- ① 流しストレーナー又は三角コーナーの使用
- ② 食器や鍋などをそのまま洗わない（汚れを一度ふき取る）
- ③ 食用油等の再利用及び回収の促進
- ④ 洗濯用洗剤の適量使用の呼び掛け
- ⑤ 米のとぎ汁、風呂水の再利用
- ⑥ 食べ残しのない調理（エコクッキング）

イ 浄化槽の管理

定期的に保守点検、清掃を実施するほか、法定検査を受け、適正に維持管理するよう指導します。また、便器の清掃には薬品を使用しないなど、浄化槽に考慮した使用を心がけるよう広報紙等でPRに努めます。

ウ 住民活動の支援

住民の自主的な活動を促していくために、関連情報の提供、機材の貸与、学習の場の提供、成果の公開及び表彰等の実施を検討していきます。

エ 生活排水処理施設に係る啓発

合併処理浄化槽への転換に対する理解や下水道整備時の早期接続等についても啓発を行っていきます。また、生活排水のみならず、広く環境について広報紙、ウェブページ等で啓発に努めます。

(2) 生活排水クリーン推進員の育成

生活排水による河川の水質汚濁防止と住民の生活環境の保全を図るために、平成3年度から生活排水クリーン推進員を設置しました。現在、水生生物調査、こどもエコばんぱく in 東郷で生活排水による河川の水質汚濁防止の啓発活動をしています。

生活排水クリーン推進員は行政と住民のパイプ役を担う、重要な役目を持っているため、今後も人材育成を図っていきます。

(3) イベントの開催

住民意識の向上には、河川での簡易水質測定キットによる水質検査、食用廃油からの石けん作り等の体験参加型の環境イベントが効果的です。

こどもエコばんぱく in 東郷での簡易水質測定キットを利用した水質検査等、今後事業内容を充実したイベントの開催を図っていきます。

(4) 境川生きものウォッチング（水生生物調査）の開催

本町では、夏休み期間中に町内家族を対象に境川で水生生物調査を行っています。

今後は、調査日程、調査個所を増加させるなど、子供たちに河川の水質汚濁について学べる機会を増やすように努めます。



(5) 小規模事業者に対する啓発

近年、水質汚濁防止法の排水規制がかからない小規模飲食店が増えつつあります。現状において小規模事業者からの排水に対し、地域住民から苦情が発生しているケースもあります。

今後は、小規模事業者に排水処理対策の取組や、排水処理施設の維持管理を啓発、指導していきます。

(6) 住民との協働

NPO（ボランティア団体、町民活動団体、自治会などの団体）とのパートナーシップのもと、NPO公募提案型事業などを活用し、水質浄化に向けた協働を促します。


指標説明

項目	単位	基準	説明	
pH	水素イオン濃度	-	6.5~8.5	水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pHが7で中性、大きいときはアルカリ性、小さいとき酸性。河川水では通常7付近。
BOD	生物化学的酸素要求量	mg/L	3以下	溶存酸素が十分ある中で、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を示す指標として用いられる。BODが高いとDOが欠乏しやすくなり、BODが10mg/ℓ以上になると悪臭が発生しやすくなる。
COD	化学的酸素要求量	mg/L	なし	水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。海域や湖沼の有機汚濁を示す指標として用いられる。
SS	浮遊物質	mg/L	25以下	水中に浮遊している直径2mm以下の粒子状物質。動植物プランクトンやその死骸、排水中の有機物などが含まれる。SSが多いと透明度が悪くなる。光透過が妨げられ水中植物の光合成に影響する。
DO	溶存酸素量	mg/L	5以上	水中に溶けている酸素の量。水温・塩分・気圧等に影響され、水温が高くなると小さくなる。DOは河川の自浄作用、水生生物の生活に不可欠。魚介類の生存は3mg/ℓ以上、微生物が活発に活動するためには2mg/ℓ以上必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり悪臭物質が発生する。
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	5000以下	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。し尿汚染の指標として使われる。土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれる。
	全窒素	mg/L	1以下	窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化の目安になる。
	全燐	mg/L	0.09以下	動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安になる。

※1 基準は、境川のうち本町を流れる部分に指定されている、生活環境の保全に関する環境基準B類型である。

2 大腸菌群数の単位MPNは、最確数という意味。最確数とは、培養後のコロニーの数を確率として統計学的に表したもののことである。

3 全窒素及び全燐の基準は、境川の流れ出る衣浦湾（三河湾（イ））に指定されている、全窒素及び全燐に関する環境基準IV類型である。



第Ⅳ期 生活排水対策推進計画
2021→2030
(改訂版)

令和3年3月発行

愛知県東郷町経済環境部環境課
